

全世代を対象として支援を必要とする人々に、保健と福祉が連携して対応するとともに、子育て支援の充実を図るため、時代に合った組織体制に移行します。

1 保健福祉センターの現状について

(1) 役割

- 市民の健康増進等を目的として、市内9箇所に保健福祉センターを設置し、子どもから高齢者までの全世代を対象とした、地域保健における健康相談や保健指導、健康診査、各種手続対応等を行う。
- 各保健福祉センターに各5～8名の保健師を配置し、保健師は周辺地区を担当して各種健診や教室の実施、地区住民への訪問活動などを行う。

(2) 現状

- ▲ 介護保険法、児童虐待防止法等が施行され、保健福祉センターに求められる役割が変化しており、近年は地域包括支援センター（高齢者福祉）や子育て支援センター（子育て支援）などの専門部署との役割分担が進んでいる。
- ▲ これに伴い、訪問者数は減少しているものの、困難事例の相談は増加している。（右表のとおり） ※対応時間も増加
- ▲ 区役所における唯一の出先機関（福祉関連業務との物理的な距離）
- ▲ 保健福祉センターの保健師配置は少人数配置（5～8人）となっている。
- ▲ 施設老朽化に伴う修繕費用及び維持管理コストが増加している。

		人数または回数	
		平成23年度	令和4年度
受入型 保健センターに 来所する事で受 ける支援	乳幼児健診等	全市合計 16,639人	全市合計 12,300人
	健康相談、申請	平均8.4人/日	平均5人/日
	教室参加者数 (妊婦・幼児・成人向け 各1教室)	全市合計 3,124人	全市合計 616人
訪問型 必要な人に必要 なサービスと情 報を届ける支援	困難事例(生活困 窮、若年妊婦など) への対応件数	全市合計 9,450件	全市合計 16,212件
	事業1件あたり 対応時間数の増加	全市合計 31,380時間	全市合計 67,020時間
	施設稼働率		30%程度

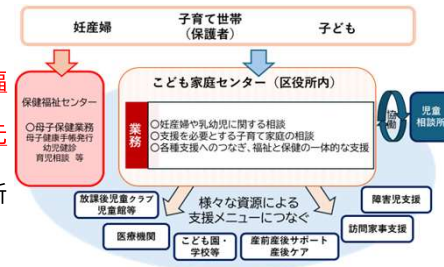
2 こども家庭センターの現状について

(1) 役割

- 改正児童福祉法により、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を令和6年4月に各区福祉事務所子育て支援課内に設置した。
- 児童虐待の未然防止を目的に、母子保健機能と児童福祉機能を一体化し、出生前から子育て期にかかる切れ目のない支援を行う。

(2) 現状

- ▲ 母子健康手帳交付などの母子保健事業の大部分は保健福祉センターで実施している。（母子保健の相談窓口が一元化されていない。）
- ▲ こども家庭センター（区役所内）と保健福祉センターと物理的な距離がある。



3 課題とその解決による市民への効果

【保健福祉センターの現状から導かれる課題】

- ①潜在的な要支援者へのフォローが不十分
顕在化している生活困窮や若年妊婦など、要支援者の対応に時間がかかり、自ら支援を受けることに消極的な家庭など、潜在的な要支援者へのフォローが不十分なため、家庭が抱える困難が深刻化する恐れがある。
- ②福祉分野との連携が不十分
複雑化する困難事例に対し、保健師職単独での対応には限界があり、福祉を必要とする家庭への対応が遅れる可能性がある。
- ③柔軟な対応、人材育成が困難
少人数体制の分散配置では柔軟な対応や人材育成が困難であり、市民の多様なニーズへの対応が不十分。
- ④非効率な施設管理
各保健福祉センターで行う受入型の支援業務が減少している一方で、施設の維持管理に関する事務やコストが増加。

【課題に対する取組】

「保健福祉センターの再編」及び「こども家庭センターの機能強化」（案）

- (1) 市内に9箇所ある保健福祉センターを3箇所（葵区は城東、駿河区は南部、清水区は清水）にし、保健福祉センターの事業（各種健診、健康相談、各種教室等）を継続します。
効果的な健康・保健事業を展開するため、保健福祉センターに配置している職員（保健師・栄養士・事務職など）を各区役所に集約して、新しい組織を設置します。
- (2) 集約した新しい組織は「こども家庭センター」と横並びで配置し、保健師が「こども家庭センター」の母子保健機能の役割も担うことで、母子保健と児童福祉の支援の切れ目を解消します。

【取組による市民への効果】

- 母子保健・児童福祉サービスのワンストップ化【子育て世代】
母子保健、児童福祉に関する窓口を横並びで配置し利便性が向上（ワンストップ）。母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かし、家庭が抱える困難が深刻化する前に適切な支援につなげることで、出産・子育ての不安を解消できる。
- 訪問支援の強化【全世代】
集約により生み出した人員・時間で、訪問支援を強化し、全世代に対し潜在的な要支援者へのフォローが可能になる。
- 福祉との連携による健康支援の強化【全世代】
高齢者、生活保護受給者など、区役所が関わる全世代の市民の健康面に対して保健師が予防の観点で、情報提供や保健指導などの支援をすることができ、家庭が抱える困難の深刻化を防げる。
- 保健師のスキルアップによる支援の質の向上【全世代】
経験豊富な保健師の様々な知識を共有することで、保健師全体のスキルアップが図られ、迅速な判断・対応ができるようになり、市民への支援の質が向上する。
- 施設管理の効率化【全世代】
削減したコストを、市民のための行政施策に還元できる。

【こども家庭センターの現状から導かれる課題】

- ⑤組織体制が不十分
母子保健に関する業務（母子健康手帳の交付など）の多くは保健福祉センターで実施しているため、母子保健と児童福祉との支援の切れ目が発生し、支援が必要な家庭が抱える困難が深刻化する恐れがある。
- ⑥保健福祉センターとの物理的な距離
保健福祉センターとは物理的に離れており、支援担当者間の顔の見える関係性が不十分なため、迅速かつ柔軟な対応が行いづらい。また、相談・手続によっては市民が移動するため利便性が低い。

保健福祉センターの再編及びこども家庭センターの機能強化（案）

各保健福祉センターに職員が在籍

葵区健康支援課



※保健福祉センター 4箇所

駿河区健康支援課



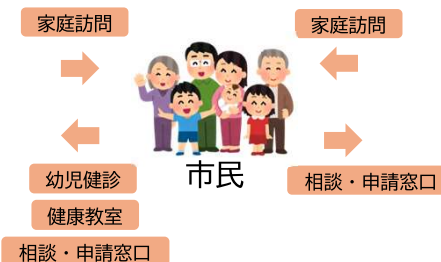
※保健福祉センター 3箇所

清水区健康支援課



※保健福祉センター 2箇所

現在の体制



〇〇区役所

子育て支援課

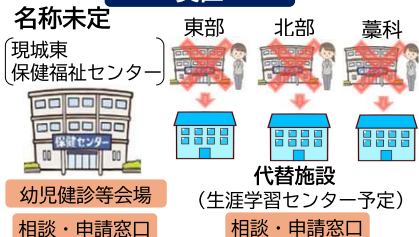


葵区
駿河区
清水区
それぞれ設置

再編（R8.4～※予定）により

施設は各区1箇所を残す
※他は代替施設へ

葵区



駿河区



清水区



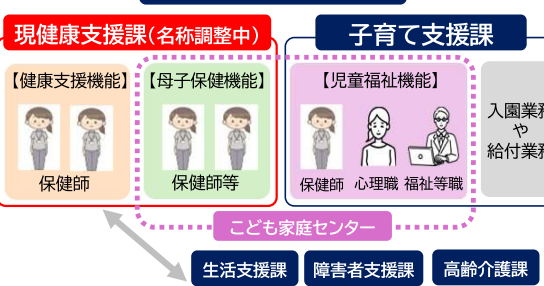
施設を集約することにより…

- ✓ 利便性の高い場所（駐車場有）に集約し、事業を継続【全世代】
- ✓ 1施設当たりの健診等の実施回数が増加【全世代】
- ✓ 一部業務の相談・申請窓口は残しつつ、電子申請化を推進【全世代】
- ✓ 地域の関係機関と引き続き情報共有、連携（保健師が出向いたり、各協議会等へ出席）【全世代】

職員を各区役所に配置【新組織】



〇〇区役所



葵区
駿河区
清水区
それぞれ設置

地域保健を担う保健師を区役所に配置することにより…

- ✓ 母子保健・児童福祉サービスのワンストップ化【子育て世代】
- ✓ 福祉との連携による健康支援の強化【全世代】
- ✓ 訪問支援の強化【全世代】
- ✓ 保健師のスキルアップによる支援の質の向上【全世代】

4 再編に伴う変更点

申請窓口について

【全世代】

- **3箇所の保健福祉センター**（城東、南部、清水）では**申請窓口を引き続き設置**します。
- また、再編により使用しなくなる6箇所の保健福祉センターは、近隣の**代替施設**（生涯学習センターなど）に**申請窓口を開設**します。



- **母子健康手帳**は、各区役所の「**こども家庭センター**」と**清水福祉事務所蒲原出張所**で発行します。保健師等の専門職が対応しますので、ご心配なことはお気軽に相談ください。

相談機会について

【全世代】

- **各区役所、3箇所の保健福祉センター、代替施設**（生涯学習センターなど）で、**引き続き相談可能な体制を整えます**。
- 各区役所に保健師を集めることで人的資源が充実し、**機敏に地域へ出向く活動を強化**します。今後も継続して**地区担当保健師が住民の方々の健康を支援**します。
- 今後、ICTを活用した相談環境も整えていきます。



幼児健診等について

【子育て世代】

- 各保健福祉センターで開催していた幼児健診等は、**3箇所の保健福祉センター**（城東、南部、清水）にて**実施**します。※駐車場あり
- また、これまで月一回の開催だったところ、**月の開催回数を増やし、柔軟な受診環境を用意**します。

